

個別施策 3 化学物質等の適正管理

市の取組 東京都環境確保条例に基づき、化学物質に関する適切な情報発信を行います。また、水害発生時の化学物質への影響を未然に防ぎます。

- 化学物質等の公共用水域への流出、地下への浸透又は大気中への放出を防止するため、化学物質取扱事業者に対し、東京都環境確保条例で定められている使用量等の報告や管理方法書提出の徹底を図ります。また、化学物質の適正管理に向けた周知や啓発等について、東京都と連携して実施します。
- 水害等による化学物質の流出等を防ぐため、東京都で策定した化学物質適正管理指針に基づき、各事業所が水害等における浸水防止や流出防止等の対策を講じるように、東京都と連携して対応します。

市民・市民団体の取組

- 化学物質による環境リスクについて学びます。

事業者の取組

- 化学物質の排出量と移動量の届出を徹底します。
- 農薬等の使用は、近隣への配慮を行うとともに、指定された使用方法や使用量を遵守します。

個別施策 4 放射性物質対策、その他新たな公害対策

市の取組 放射性物質については、定期的な調査を継続し、新たな公害問題に対しても対策を図ります。

- 放射性物質について、市民が冷静に行動できるよう、適切な情報提供に努めます。
- 学校の校庭などの空間放射線量及び放射性物質測定を、当面継続して行います。
- 人体に影響を与えるおそれのある新たな公害問題については、情報の収集と速やかな対応に努めます。
- 光害については、国のガイドライン等を基に、周囲の環境に配慮するよう事業者等に引き続き指導を行います。

事業者の取組

- 自らの事業活動から発生する環境負荷について、日頃から情報を収集し、対策を行います。



図 4.21 貸出しを行っている空間放射線量測定器